

令和3年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和3年3月5日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）
- 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第3号 芸西村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- 議案第4号 芸西村介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 芸西村税条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 令和2年度芸西村一般会計補正予算（第5号）
- 議案第7号 令和2年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第8号 令和2年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第9号 令和2年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 議案第10号 令和2年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第11号 令和2年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 令和3年度芸西村一般会計予算
- 議案第13号 令和3年度芸西村国民健康保険特別会計予算
- 議案第14号 令和3年度芸西村介護保険事業特別会計予算
- 議案第15号 令和3年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第16号 令和3年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算
- 議案第17号 令和3年度芸西村簡易水道事業特別会計予算
- 議案第18号 令和3年度芸西村下水道事業特別会計予算

議案第 19 号 芸西村ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 報告第 1 号 債権放棄の報告について（災害復旧支援資金貸付金に係る債権）

招集年月日 令和3年3月5日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前8時59分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西笛 千代子	○	2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	欠
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
監査委員	大野 美智子	会計管理者	筒井 義明	健康福祉課長	山本 裕崇
産業振興課長	岡村 昭	土木環境課長	松本 巧	企画振興課長	恒石 浩良
教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪	産業振興課長補佐	長崎 寛司
企画振興課長補佐	藤川 薫				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	吉永 卓史
--------	-------

【議事の経過】

令和3年3月5日（金）

[8 : 59 開会]

《開会》

○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和3年第1回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

《諸般の報告》

○ 池田 廣 議長

日程に入ります前に、諸般の報告を申し上げます。はじめに6番安芸友幸君から欠席届の提出がございまして、欠席となっております。

次に、監査委員から令和2年度芸西村定期監査報告書並びに、11月、12月、1月の例月出納検査の結果報告がお手元に配布のとおり提出されております。以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 池田 廣 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によりまして、本定例会を通じて3番岡村興樹君、4番伊藤宏君を指名します。

《日程第2》

○ 池田 廣 議長

日程第2、会期の決定を議題にいたします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長小松康人君。

○ 小松 康人 議員

おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。去る、2月26日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおり、本日3月5日から11日までの7日間とするものです。まず、本日は村長提出の議案第2号から第19号を一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。その後、議案第2号の審議・採決を行っていただきます。最後に、報告第1号の報告を受けることにいたします。6日から9日までは議案精査のため休会といたします。10日は一般質問を行っていただきます。そして11日は、議案第3号から第19号までの審議・採決、並びに、議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。以上が、本定例会の会期日程でございます。

本定例会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。よろしく願いいたします。

○ 池田 廣 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月11日までの7日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。従って、会期は本日から3月11日までの7日間に決定しました。

《施政方針の表明並びに提案理由の概略説明》

○ 池田 廣 議長

村長より、施政方針の表明並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長

おはようございます。本日、議員の皆さま方のご出席を賜り、令和3年3月議会定例会が開会できますことを、厚くお礼申し上げます。

まず、提案に先立ち令和3年度の施政方針並びに事務事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

まず、国内の新型コロナウイルスの感染状況につきましては、一部地域に緊急事態宣言が発出されて以降、感染者数は一定の減少が続き、首都圏以外は解除宣言となりましたものの、感染者数の下げ止まり傾向や変異ウイルスの存在が指摘されるなど、依然として緊迫した状況が続いております。県内においても、一時は学校内でのクラスターの発生事例などで緊張感が高まりましたが、現在は落ち着いた状況で推移しております。このような状況にありますのも、県民の皆さま方一人一人のご理解とご協力、そして感染予防に対する日々のご努力に支えられている結果でありまして、この場をお借りし、心からの敬意と感謝を申し上げます。

村としましても、これまで国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、二次配分までの約2億1800万円を活用し、さまざまな生活支援や事業者支援など経済対策や、感染予防対策を行ってまいりましたが、現在、国からは約8300万円の三次配分額が決定をされております。交付時期は年度当初には間に合わないようですので、年度当初から実行すべき対策は当初予算に計上し、その他は内容を煮詰めて6月補正に計上する市町村が多いと聞いておりますので、今、その内容の精査を行っております。議員の皆さま方には、先日三次配分について担当課から説明をさせていただき、対策につきましてもそれぞれ貴重なご意見を頂戴しておりますので、各分野の現状や他市町村の状況なども含め、交付金を有効に活用できますよう、検討を重ねてまいります。

また、皆さまご承知のとおり、県内におきましてもワクチン接種が開始されておまして、村としても個別接種、集団接種含めまして、村内の医療機関と協議を重ねております。

高齢者への接種の開始時期は、政府においては早い所で4月12日から開始との情報提供もございますが、高知県内にどの程度の量がいつ入ってくるのか具体的な事が分かっておりませんので、ワクチン接種が円滑に開始できますよう、今後も準備を進めてまいります。

次に、報道にもありましたが、高知東部自動車道の一部、高知南国道路の高知ICから高知南ICまでの6.2キロメートル区間が、2月27日に開通いたしました。これにより、高知市や高知自動車道とのアクセスが大きく向上いたしますが、期成同盟会としての要望を今後も強力に推し進めていけば、国の予算も順調についてくると思われます。そうなりますと、今後は高知龍馬空港ICから香南のいちIC間の整備も加速度的に進んでまいります。村にとりましても、生活圏の拡大や産業立地条件の大幅な改善が期待されるところでありますので、整備促進に向けて引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、和食川導流提問題につきましては、2月3日に県、県議会、村議会、JA、土地改良区、農家などの関係者にお集まりいただき、第2回の検討会を行いました。会議では、導流提そのものの構造に問題があるはないか、などの厳しいご意見もございました。村としましては、4門が閉塞していない状況下でも水害が起きた経験があり、近年のゲリラ的集中豪雨もクリアできるような断面の確保が将来的な課題であると認識しており、そのことについて県には十分な検証を行っていただきたいと考えておりますが、当面は、導流提が閉塞している状況において、河川の水位が上がった時に、和食排水機場の排水を導流提内に入れ、短時間に閉塞を解消したいとの県からの提案もありましたので、効果の検証も含めて、早急に取り組んでいただくよう、申し入れを行いました。

次に、サンシャインの移転につきましては、移転先の改修が急ピッチで進められておまして、3月20日の営業開始予定とのことでございます。同社によりますと、安芸市の2店舗と合わせて経営する3店舗のうち、芸西店だけが国道から少し入ることとなるが、売り場面積は旧店舗より広いため、商品ラインナップの充実を図り、顧客への訴求力の向上を目指したいとのこととあります。村としましても、同社との協議はこれまで同様に密に行っていきたいと思っておりますが、村民の皆さまには村内唯一のスーパーマーケットでありますので、さまざまな面でご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、昨年6月に本村でも実施いたしました知事の座談会「濱田が参りました」は、県内を一巡し、来年度においては現場視察も含めた二巡目「再び、濱田が参りました」が5月から開始されます。そのトップバッターを芸西村から考えてくださっているとのことですので、濱田知事にはしっかりと本村の実情を体感をしていただき、村政発展に資する県政策につなげていただきますよう、内容を煮詰めてまいります。

以上、懸案事項の一部について、簡単にご報告をさせていただきました。私は行政の仕事は連続性と、日々の地道な努力の積み重ねが重要であると、平素より考えておりますが、コロナ禍にあって、行政に対する住民からの要望は、ますます複雑多様化しつつあります。本村におきましても、予算要求額の集計時には財源不足額が大きく膨らみましたため、今回も大変困難な査定作業となりました。そのような中で、将来の財政指標の管理も視野に入れながらも、懸案事項が着実に実を結んでまいりますよう、予算要求原案の緊急度、優先度などを考慮しながら財源不足額を調整し、令和3年度当初予算案を編成いたしました。

まず、行財政の状況ですが、令和元年度決算公表の財政状況については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による4つの財政指標のうち、標準的な収入に対する借金返済額の比率を表す「実質公債費比率」については7.5%で前年度同率となっております。令和2年度は7.4%と試算しておりますが、県内町村平均5.6%よりも負担が重い傾向にあります。

今後控えている公営住宅、教育施設更新等により、起債償還が順次発生し、今後も厳しい財政運営が予想されるため、一層の予算精査と効率的な行政運営に努めてまいります。

次に、予算編成では、令和3年度当初予算額は45億6140万円で対前年9億8940万円、21.7%増となっております。また、本村が大きく依存している地方交付税は、総務省から公表された令和3年度地方財政計画において対前年5.1%増となっております。

起債については、公営住宅建設事業、緊急防災・減災事業等で起債の発行に3億940万円を見込んでおり、対前年2870万円、9.3%の増額となっております。今後も計画的な事業実施や、国・県の補助金など有利な財源を確保し、財政指標を注視しながら、財政健全化に向けた後年度負担の軽減に努めてまいります。

補正予算の主な事業としまして、国の令和2年度補正予算に対応して、新型コロナウイルス感染症対策事業を計上し、確定したその他の事業費を減額しております。

人事は、本年4月の新規採用職員は、一般事務、保健師の採用を予定しております。

税務は、税条例の改正については、軽自動車税の納期限を4月末から5月末へ変更するもので、納税者の利便性向上のため納税証明書の発行に係る日数の短縮を図ることといたします。

選挙関係につきましては、本年10月に任期が満了となります衆議院議員選挙が予定されておりますので、必要な予算を計上しております。

次に、ふるさと納税は、既存の返礼品を組み合わせた定期便の開発をはじめ、返礼品のラインナップを増やしたことや新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛に伴い、ECサイト、インターネット上で商品を販売するWebサイトですが、利用者の増加により2月末時点で寄附額は17億円を超え、令和元年度に比べ大幅な増加となりました。

なお、2月には県の主管課の現地検査を受けまして、本村のふるさと納税が法令に定められた基準に基づき、適正に運用されていることが確認されました。また、寄附額に対して限られた職員で効率的な運用がなされているというありがたいご評価をいただいております。

次に、地域振興ですが、新たに創設することといたしました、仮称げいせい未来会議は、村内の各方面で活躍する、主に若い世代を中心とした方々に、村政、健康・福祉、産業、子育て・教育、村づくり、地域協働等の分野について自由に語り合っていただく機会を設け、未来のむらづくりに資する提言をいただくことを考えております。

かつば市は1月7日に店内の配置をリニューアルいたしました。細かな改善点は散見されますものの、売り場面積を約14平方メートル増やし、肉類の取り扱いを始めるなど、おおむね好評をいただいております。今後は琴ヶ浜を中心とする来村者に対して、自然体験満足度向上を目的とした施策を推進することで、さらなる地場産品の売り上げ向上を支援してまいります。

集落活動センター事業は、サトウキビから製糖した黒糖の生産が好調となっており、ふるさと納税での詰め合わせセットや、白玉糖ミルクバターが銀座のアンテナショップまるごと高知での取り扱いが始まるなど、芸西村の白玉糖を首都圏に向けて大きくアピールすることができました。

観光振興では、明治安田生命レディスヨコハマタイヤゴルフトーナメントは3月12日から14日までの3

日間、土佐カントリークラブにて、熱い戦いが繰り広げられます。今大会は残念ながら新型コロナウイルス感染症拡大による影響と安全性を考慮し、無観客での開催となることが決まっております。

げいせい桜まつりは、3月22日から3月31日までの期間開催とし、夜間のライトアップにより、これまでとは違った雰囲気の出演を行うことといたします。

統計では、来年度の統計調査は、経済センサス、労働力調査、就業基本調査の3調査を実施します。経済センサスは、村内の事業所及び企業が対象となる調査で、6月1日を基準日に調査員がお伺いしますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

地域公共交通では、おでかけバスは令和元年度利用実績で1830人、1日当たり6.4人に対して、令和2年度は1月末日現在で1943人、1日当たり7.9人と前年を上回る利用者数となりました。3月20日からは全線、サンシャイン店舗移転に伴う新ルートでの運行を開始するとともに、和食乙線につきましては、新たに極楽集落を経由するコースに変更し、利用者の利便性向上を図ることとしております。

次に、住民福祉・保健衛生です。子育て支援、児童福祉では、福祉・教育・保健など各関係機関と連携し、乳幼児期から必要な支援を継続して受けられるよう取り組んでおります。来年度は、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うため、保健師等の専門職による総合相談や情報提供、必要に応じた保健指導等を行う拠点となる「子育て世代包括支援センター」の設置に取り組んでまいります。

子どもから高齢者まで誰もが利用できる各ふれあいセンター・ほっとハウスでは、地域包括支援センター等と連携して、健康保持増進や介護予防事業に取り組むことにより、今後も集いや見守りの拠点として施設運営を行ってまいります。

健康対策では、糖尿病重症化予防・慢性腎臓病予防を目的に未治療・治療中断者の受診勧奨に加えて、重症化リスクの高い方に対して医療機関と連携して、保健師による訪問指導等を行っております。生活習慣病の影響により脳血管疾患・心臓疾患など、より重篤な疾患へとつながるケースもあることから、引き続き継続した取り組みを行ってまいります。

新型コロナワクチン接種につきましては、令和2年12月に予防接種法が改正され、市町村が住民向けの接種体制を構築することとされました。2月上旬から村内の医療機関を訪問し、状況等の説明を行いました。

次に、地籍調査事業は、元年度に調査した地区の閲覧作業を2月16日から3月7日まで20日間実施しております。来年度の調査区は城本地区0.29平方キロメートル、山間部は久重の一部1.29平方キロメートルを実施予定で、この調査で道家、久重、国光の山間部は完了いたします。本年度末の進捗率は41.3%となります。

移住促進は、本年度の移住相談会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの開催となりました。来年度も引き続き各相談会への参加や情報を発信することで移住促進につなげてまいります。

村の空き家バンク登録の物件2軒が、まもなく売買と賃貸、それぞれ契約が成立する見込みとなっております。

また、移住者支援住宅の正路1は、1月から入居されており、現在は空家がない状態となっております。分譲用宅地造成工事は、現在、南側の進入用道路工事を施工しており、3月中旬の完成を目指しております。

次に、農業振興です。新型コロナウイルス感染症は未だに収束の兆しが見えず、行事やイベントの縮小など、需要の低迷により花卉価格の低迷が続いております。交付金を活用した支援策として続けております、公共施設への花のアレンジメント設置を6月まで延長し、花卉農家を支援してまいります。

また、園芸用ハウス整備事業につきましては、待機者も解消され、来年度は4件を予定しております。また研修支援事業や農地を確保するための費用を予算計上しており、農業後継者の育成、研修後の支援を行いつつ、新規就農者の確保に努めてまいります。

ピーマンを生産している法人農家が計画しております、低コスト耐候性ハウス整備事業及び経営体育成支援事業につきましては、現在県を通じて国に事業計画書を提出しております。計画が承認されますと、4月早々から着工する必要がありますので、関連費用を計上しております。

次に、林業・水産・商工ですが、松くい虫防除対策では、前回の薬剤の樹幹注入から5年が経過し、間もなく薬剤が切れる時期となるため、新たに注入作業を行います。松枯れによる伐倒木は減少傾向にあるため、薬剤の効果が出ているものと考えられます。薬剤の地上散布と合わせ、引き続き美しい松林の保全に努めてまいります。

水産関連ではヒラメの稚魚の放流事業や海面環境保全事業への補助につきましては継続実施し、村内の漁業者を支援してまいります。

商工関連では地域活性化を図るため、サンシャイン芸西店移転に伴う支援を行います。また、村内事業者の小規模事業者経営改善資金への借入金の利子補給制度により、村内商工業者の負担軽減を図ってまいります。

住宅は、公営住宅の建て替え工事は、早期に着手できるよう準備し、3年度末の完成を目指し進めてまいります。現在村が管理する公営住宅は、台所や洗面などの水回りや給湯設備など老朽化が進み、維持管理費が嵩んでいることから、電気温水器はリース契約に変更し、年間数台ずつ更新していくことで修繕費を抑えるよう努めてまいります。

次に、土木事業では、村道橋ノ本線路側改修工事と吉野線の法面对策工事を継続して行う予定です。両事業とも令和3年度の工事で事業完了となります。

村道橋ノ本線の未改修区間につきましては、高規格道路建設工事の施工範囲となり、国の道路本線の工事に合わせて水路と村道の付け替え工事が行われます。

瓜生谷地区の河川改修に伴う橋梁の架け替えは、現在施工中の西地橋の工事が5月末に完成の予定となっております。下流側の中村橋の架け替え工事は来年度工事に着手し、2か年の計画で工事が進められる予定です。両工事とも、工事の発注・施工は県で行い、道路拡幅に関する部分の費用を村が負担する施工委託により事業を行います。

3月で営業が終了となるサンシャインの現店舗東側の村道シルデン線の拡幅工事は用地買収が完了いたしました。店舗の解体後に工事に着手し、主に国道出口部分の拡幅を行う計画です。

村道の管理面では、公共施設等適正管理推進事業債を活用して、老朽化の進んでいる部分の道路舗装やガードパイプ改修工事、道路側溝の補修を行う予定です。

また、津野地区の桜ヶ池へ向かう村道の改修につきましては、村単独事業として予算を確保し、重点的に進めたいと考えております。

林道赤野川線では、安全性の確保のために老朽化の激しい栈道の架け替えに、継続して取り組んでまいります。

農業土木では、水利組合管理の用水路の改修事業に取り組むために、長寿命化基本計画が必要となりましたので、関連団体とも協議して策定する予定です。

和食排水機場は令和2年度から4年計画で長寿命化工事を進めており、本年度は1号除塵機の改修とバッテリー交換工事を行っております。来年度は、完成から30年が経過するNo. 1とNo. 2のポンプに関する各種電気設備の更新が主な内容となります。

和食ダム建設事業は、左岸の再掘削を継続し、来年度中の掘削完了を目指して作業を進める予定と聞いております。

高規格道路整備は、高知南国道路全区間の供用開始について冒頭で申し上げましたが、村内の用地買収につきましては、和食西と西分地区の地権者と土佐国道事務所との個別の協議が進められております。

次に、消防関係では、年末に特別警戒を実施し、火災予防を呼びかけました。例年行っている初午駅伝大会は、感染拡大防止のため中止いたしました。

来年度は、消火栓の設置、消火栓BOXの更新を継続し、防火水槽の移設を予定しております。

防災関係では、毎年行っていた村内一斉防災訓練は、感染拡大防止のため中止いたしました。

これまでに申請のありました4地区への資機材再整備事業は完了、災害用備蓄購入事業は、マスク、災害用一体型トイレ、パーテーションや食料品などの備蓄に加え、コロナ交付金事業で避難所用の感染症対策用品も随時納品予定です。

防災行政無線操作卓入替工事については、まもなく完成予定です。完成すれば、自動音声での放送に合わせて村のホームページやメール配信システム等とも連携し、複数の手段で住民の方に情報を届けることが可能となります。また防災行政無線個別受信機設置工事は、申請のあった5件全てに設置いたしました。

補正予算では、コロナ交付金事業を活用し、教育施設や公共施設へ空気清浄機等を購入する予算を計上しております。

来年度は、土砂災害警戒区域等の見直しを踏まえた防災マップの更新、災害時における物資輸送、配送計画の作成を予定しております。

次に、教育です。学校教育では、9月からALTを1名増員する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により来日が延期となり来日未定となっております。

小・中学校の校内ネットワーク環境整備及び1人1台タブレットの導入は、3月末の完了を予定しております。電子黒板は、12月に導入され活用されております。

令和元年度から芸西小学校が拠点校となり、取り組んできました「高知県実践的防災教育推進事業」は1月に終了となりましたが、今後も実践的な防災学習を継続して行っております。

文化資料館・筒井美術館では、2月14日から5月9日まで高知城歴史博物館・歴史民俗資料館の協力のもと地域記録集完成記念展「土佐の村々・芸西久重地区編」と「田村寿男 民俗写真展・ぼくの村は山をおりた」を開催しております。

図書館では、2月に紫外線殺菌ランプで雑菌を除菌できる書籍消毒器を設置いたしました。

憩ヶ丘運動広場の照明LED化工事は、2月に完成いたしました。

来年度は、学校教育では引き続きICT環境整備を進め、情報化社会に対する人材の育成を目指してまいります。

また、学校等において引き続きコロナ感染症対策等を徹底しながら児童及び生徒の学習保障をするため、安心・安全な学校生活の継続を支援してまいります。

経済的理由により就学が困難な方に対し貸与している奨学金は、年度途中でもコロナ感染症等により収入が減少した方にも貸与できるよう、就学の途中での申請を可能といたします。

筒井美術館では、筒井広道氏の油絵の修復作業も引き続き行うとともに、防犯カメラの設置を行います。

図書館では、4月から小中学校図書館と村立図書館がインターネットを通じて、それぞれの施設から蔵書の確認が可能となる図書システムを本稼働いたします。同時に、一般の方がインターネット上で、村立図書館の蔵書を確認できたり、希望者には読書記録通帳が利用できるようになるなど、読書意欲の向上を推進いたします。

次に、特別会計です。

まず、国民健康保険事業における本年度の医療費については、健康意識の高まりや資格適正化、保健事業等により、昨年度と比べて高医療費の件数が減少するなど、1人当たりの医療費は減少傾向で推移しております。

国民健康保険事業費納付金に影響します高医療費の対策としまして、生活習慣病や糖尿病重症化予防、後発医薬品差額通知、医療費通知、服薬情報の通知を継続して行い、医療費の抑制及び適正化に努めてまいります。また、特定健診受診勧奨の葉書の送付や特定健診結果説明会を開催し、健康への意識並びに特定健診受診率の向上を図り、健診後のフォローにも取り組んでまいります。

生活習慣病に起因する疾病は長期化、重症化する傾向にあり、高医療費の要因ともなることから、保健師等による早期介入事業を継続して行っております。

次に、介護保険事業ですが、平成30年度からの第7期介護保険事業計画におきましては、施設サービス給付費が、計画値より増加したものの、在宅サービス給付費等が減少したこと、保険者機能強化推進交付金や保険者努力支援交付金等の新たな交付金制度が創設されたこと等により、おおむね収支の均衡が保たれた状況となっております。

そのため令和3年度からの第8期介護保険事業計画におきましては、介護認定者数が減少傾向にあることから、介護保険策定委員会の答申を踏まえ、保険料の改定を見送ることにいたしました。

今後は、ますます進む高齢化社会に備えて、誰もが元気で健康で暮らせるように、健全で持続可能な介護保険会計を運営していくとともに、地域包括支援センターや各ふれあいセンターと連携して、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりに取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、高齢者が健康を維持できるよう、5月までに健康診査の対象者全員に受診券の事前配布を行ったこともあり、受診率の向上が見られております。健康年齢の引き上げ、医療費抑制、削減のためにも疾病の早期発見・早期治療を目的に受診率の向上に取り組むとともに、後期高齢者医療広域連合と連携して円滑な運営に努めてまいります。

次に、上下水道ですが、簡易水道事業では、年末からの少雨のため水道水の安定供給が困難な状況となっておりますが、農業用水の放流や各家庭による節水のご協力などにより、何とか時間断水までには至らず乗り越えることができております。自然が相手だけに対応策も限定的となりますが、特に水利組合の関係者

の皆さまには貴重な水を活用させていただき感謝申し上げます。

本年度の料金収入につきましては、コロナ禍による観光客の減少や宿泊施設、飲食店の営業自粛などの影響もあり大幅な減収となる見込みです。来年度も不確定な部分が多い状況ですが、効率的な運営に努めてまいります。

水道事業の工事では、西分一向地区の老朽管布設替と高規格道路建設工事において支障となる、和食陸橋交差点東側の本管の仮移設が主なものとなります。

下水道事業では、施設の維持管理が主体となりますが、日々の点検や修繕箇所への早期の対応により、安定した施設管理に努めてまいります。

また、公営企業会計の導入に向けて、両会計が連携して準備を進めてまいります。

住宅新築資金では、昨年度に引き続き、村では徴収が困難と見込まれる物件を、安芸広域租税債権管理機構へ移管しております。その成果もあり平成31年度以降完納者は増加し、未収額は大幅に減少しております。

今議会に提案いたしました議案は、人事1件、条例4件、補正予算6件、当初予算7件、報告1件の合計19件でございます。

詳細につきましては、担当課長等に説明させますので、ご審議のうえ適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 池田 廣 議長

以上で、村長の施政方針の表明並びに提案理由の概略説明を終わります。

《日程第3》

○ 池田 廣 議長

日程第3、議案第2号から議案第19号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。溝渕孝村長。

○ 溝渕 孝 村長

議案第2号は固定資産評価審査委員会委員の選任について。地方税法第423号第3項の規定によりまして、議会の同意をを求めるものでございます。固定資産評価審査委員会委員に選任したい者の住所は、(議案書により住所、氏名、生年月日を説明)。任期は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年です。当該委員としての経歴につきましては、記載のとおりでございます。選任事由につきましては、本人は温厚篤実で、これまで農業委員会委員、部落役員なども経験し、地域の実情などにも精通されておりまして適任者と考えられるものでございます。何とぞご同意くださいますようよろしくお願いをいたします。

○ 池田 廣 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。議案第3号芸西村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について説明します。今回の条例改正は、本条例に関する省令の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。1ページから4ページまでは居宅介護支援事業者に関する条例改正、4ページから16ページまでは地域密着型サービス事業者に関する条例改正、16ページから18ページまでは介護予防支援事業者に関する条例改正、18ページからは地域密着型介護予防サービス事業者に関する条例改正になります。共通した主な改正の内容につきましては、感染症対策の強化や非常災害時の発生時等においてサービスの継続に向けた取り組みの強化、高齢者虐待防止の推進などになります。

次に、議案第4号芸西村介護保険条例の一部を改正する条例について説明します。今回の条例改正は、平成30年度から令和2年度までの介護保険料の一部に誤りがありましたので、正しいものに改正するものです。また、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を現行と同じ保険料に定めるものです。

○ 池田 廣 議長

池本副村長。

○ 池本 尚彦 副村長

議案第5号芸西村税条例の一部を改正する条例。本改正は軽自動車税の納期限を4月30日から5月31日へ変更するもので、口座振替で納付いただいた方の車検用の納税証明書の発行について、現状では大型連休の関係で5月10日前後にならないと発行できないため、納税者にご不便をおかけしておりますが、納期限を変更することで、納税証明書発行までの日数が短縮でき利便性が向上されます。なお村民の皆さまへの周知期間等も考慮し、令和4年度からの適用としております。

次に、議案第6号。1ページをお願いします。

令和2年度芸西村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億2271万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1420万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の追加・変更は、第5表地方債補正による。

9ページをお願いします。

第3表繰越明許費。

10款5項、空気清浄機等購入事業490万円。35項、大規模宿泊事業者事業継続・再開支援事業2500万円、観光施設等緊急整備事業624万4千円、ベント用コロナ対策用品購入事業120万4千円。

15款5項、コロナ対策物品購入事業649万6千円、コロナ対策新生児特別給付金事業40万円。

25款5項、農村地域防災減災事業3499万2千円、農産物集出荷施設等整備事業433万3千円、食肉センター整備事業負担金148万8千円。10項、山地災害防止事業4097万7千円。15項、西分漁港個別施設計画策定事業497万6千円。

35款10項、防災・安全社会資本整備交付金事業4317万3千円、社会資本整備総合交付金事業1950万円。20項、分譲地整備事業1130万1千円、地震対策空き家改修事業3698万1千円、住宅耐震化促進事業4079万3千円。

第5表地方債補正。追加。減税補てん債、限度額1532万6千円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債4270万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率5.0%以内。借入先、政府資金その他。償還の方法、1、政府資金・県資金及び機構資金についてはその資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

次に、変更。公共事業等債、補正前限度額6650万円、補正後4510万円。公営住宅建設事業1450万円、補正後930万円。一般単独事業債、補正前7030万円、補正後5870万円。緊急防災・減災事業債、補正前1億150万円、補正後8780万円。臨時財政対策債、補正前5562万4千円、補正後0。起債の方法、利率、借入先、償還の方法に変更はありません。

歳入。

(p12) 5款5項10目、法人300万円の減。収入見込みによる減。

(p12) 20項5目、たばこ税300万円の減。同じく収入見込みによる減。

(p12) 30項5目、入湯税820万円の減。収入見込みによる減。

(p12) 15款5項5目、利子割交付金6万6千円の増。

(p12) 16款5項5目、配当割交付金15万8千円の減。

(p13) 17款5項5目、株式等譲渡所得割交付金56万6千円の増。

(p13) 18款5項5目、地方消費税交付金159万円の減。

(p13) 19款5項5目、法人事業税交付金11万1千円の減。

(p14) 20款5項5目、ゴルフ場利用税交付金627万2千円の減。収入見込みによる減。

(p14) 31款5項5目、環境性能割交付金15万7千円の減。

(p14) 45款5項20目、消防費分担金11万6千円の減。

(p14) 10項15目教育費負担金、247万9千円の増。安芸市教育受託費の額確定によるものです。

- (p 15) 50 款 5 項 25 目、土木使用料 11 万円の増。
 - (p 15) 55 款 5 項 5 目、民生費国庫負担金 140 万 8 千円の減。
 - (p 15) 10 項 3 目、総務費国庫補助金 1378 万 6 千円の減。事業費確定によるもの。
 - (p 16) 5 目、民生費国庫補助金 48 万 5 千円の増。
 - (p 16) 20 目、土木費国庫補助金 935 万 4 千円の増。道路改良事業に対する補助金の増、住宅関係の事業費確定による減。
 - (p 16) 60 款 5 項 5 目、民生費県負担金 599 万 3 千円の減。事業費確定によるもの。
 - (p 16) 10 項 5 目、総務費県補助金 576 万 7 千円の増。コロナ関係対策の補助金の増。
 - (p 17) 10 目、民生費県補助金 225 万 1 千円の減。
 - (p 17) 20 目、農林水産業費県補助金 3374 万 1 千円の減。事業費確定によるものです。
 - (p 17) 40 目、土木費県補助金 118 万円の減。道路改良事業に対する増と住宅関係の事業費確定による減。
 - (p 17) 15 項 5 目、総務費県委託金 29 万円の減。
 - (p 17) 75 款 5 項 5 目、基金繰入金 1 億 1328 万 9 千円の減。基金繰入金確定によるものです。
 - (p 18) 10 目、特別会計繰入金 396 万円の増。住宅新築資金特別会計からの繰入金の増。
 - (p 18) 85 款 15 項 10 目、雑入 146 万 1 千円の減。
 - (p 18) 90 款 5 項 41 目公共事業等債 2140 万円の減。
 - (p 18) 44 目、公営住宅建設事業 520 万の減。
 - (p 19) 45 目、一般単独事業債 1160 万円の減。
 - (p 19) 50 目、減税補てん債 1532 万 6 千円の増。コロナで減収となった税収への補てん分。
 - (p 19) 55 目、緊急防災・減災事業債 1370 万円の減。
 - (p 19) 56 目、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 4270 万円の増。充当率が有利なものへの組み替えが主なものです。
 - (p 19) 65 目、臨時財政対策債 5562 万 4 千円の減。
- 歳出。
- (p 20) 5 款 5 項 5 目、議会費 147 万 6 千円の減。報酬等確定によるもの。
 - (p 20) 10 目、議会広報費 21 万円の減。
 - (p 20) 10 款 5 項 5 目、一般管理費 180 万 5 千円の減。給料等の減額とコロナ対策備品の増額。
 - (p 21) 20 目、財産管理費 219 万 8 千円の減。事業費確定によるもの。
 - (p 22) 35 目、自治振興費 2 万円の減。
 - (p 22) 50 目、電子計算費 652 万 5 千円の減。
 - (p 22) 55 目、地域公共交通費。財源内訳の変更。
 - (p 23) 10 項 5 目、税務総務費 107 万 4 千円の減。
 - (p 23) 25 項 10 目、指定統計調査費 15 万円の減。
 - (p 23) 15 目、地籍調査費 83 万円の減。
 - (p 23) 30 項 5 目、監査委員費 46 万 9 千円の減。
 - (p 24) 35 項 5 目、企画費 443 万 3 千円の増。事業費確定による減と、コロナ対策の備品と補助金の増。
 - (p 25) 10 目、交通安全対策費 18 万円の減。
 - (p 25) 15 項 5 項 5 目、社会福祉総務費 341 万 8 千円の減。事業費確定による減と、コロナ対策の消耗品と備品の増。
 - (p 25) 15 目、老人福祉費 706 万 9 千円の減。事業費確定による減。
 - (p 26) 10 項 5 目、児童福祉総務費 215 万 5 千円の減。
 - (p 26) 15 目、児童福祉施設費 137 万 8 千円の減。
 - (p 27) 5 項 5 目、保健衛生総務費 48 万 6 千円の減。
 - (p 27) 15 目、環境衛生費 378 万 6 千円の減。
 - (p 27) 10 項 10 目、塵芥処理費 95 万円の減。
 - (p 27) 15 目、し尿処理費 499 万 4 千円の減。
 - (p 27) 25 項 5 項 5 目、農業委員会費 85 万 3 千円の減。
 - (p 27) 15 目、農業振興費 4196 万 4 千円の減。事業確定によるもの。

(p28) 25 目、農地費 1324 万 6 千円の増。丸塚池耐震化工事に対する増が主なもの。
(p28) 10 項 5 目、林業振興費 44 万 8 千円の減。
(p28) 15 項 3 目、水産総務費 15 万円の減。
(p28) 5 目、水産振興費 93 万 8 千円の減。
(p29) 30 款 5 項 5 目、商工振興費 24 万円の減。
(p29) 35 款 10 項 10 目、道路新設改良費 2045 万 3 千円の増。村道拡幅及び路側改修工事が主なものです。
(p29) 15 項 5 目、河川総務費 536 万 3 千円の減。
(p30) 20 項 10 目、公営住宅建設費 24 万 7 千円の増。
(p30) 15 目改良住宅維持管理費、20 目一般住宅管理費は、財源内訳の変更。
(p30) 25 項 5 目、公共下水道費 730 万 4 千円の増。事業費確定によるもの。
(p30) 40 款 5 項 10 目、非常備消防費 143 万 5 千円の減。
(p30) 15 目、消防施設費 38 万 8 千円の減。
(p31) 25 目、災害対策費 1839 万 5 千円の減。事業費確定による。
(p31) 45 款 5 項 10 目、事務局費 198 万 4 千円の減。
(p32) 10 項 5 目、学校管理費 201 万 6 千円の減。
(p32) 10 目、教育振興費 213 万 2 千円の減。
(p33) 15 項 5 目、学校管理費 170 万 7 千円の減。
(p33) 10 目、教育振興費 245 万 4 千円の減。
(p33) 20 項 5 目、幼稚園費 43 万 9 千円の増。
(p34) 25 項 5 目、社会教育総務費 262 万 6 千円の減。
(p34) 10 目、社会教育施設費 29 万円の減。
(p35) 30 項 5 目、保健体育総務費 128 万 8 千円の減。
(p35) 10 目、体育施設費 1462 万 4 千円の減。
(p35) 15 目、学校給食費 77 万円の減。
(p35) 55 款 5 項 10 目、利子 2 万の増。
(p36) 60 款 10 項 5 目、財政調整基金費 1 億 3042 万 2 千円の減。
(p36) 90 目、森林環境譲与税基金費 80 万 4 千円の増。
以上でございます。

○ 池田 廣 議長
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

議案第 7 号を説明します。1 ページをお願いします。

令和 2 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 8034 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 404 万 3 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

6 ページをお願いします。2、歳入。

(6 p) 5 款 5 項 5 目、一般被保険者国民健康保険税 709 万 5 千円の増。
(7 p) 10 款 5 項 5 目、督促手数料 1 万 6 千円の減。
(7 p) 15 款 10 項 25 目、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 200 万円の減。
(7 p) 23 款 15 項 10 目、保険給付費等交付金 8324 万 3 千円の減。
(8 p) 30 款 5 項 5 目、一般会計繰入金 529 万 4 千円の増。
(8 p) 40 款 3 項 5 目、延滞金 343 万円の増。
(8 p) 5 項 5 目、一般被保険者第三者納付金 21 万 6 千円の減。
(8 p) 15 目、一般保険者返納金 10 万円の減。

次に 3、歳出。

- (9 p) 5款5項5目、一般管理費 19 万 8 千円の減。
- (9 p) 10 目、連合会負担金 2 万 9 千円の増。
- (9 p) 15 目、医療費適正化特別対策事業 32 万 4 千円の増。
- (9 p) 10 項5目、賦課徴収費 1 万 6 千円の減。
- (9 p) 10 款5項5目、一般被保険者療養給付費 6800 万円の減。
- (9 p) 15 目、一般被保険者療養費 150 万円の減。
- (10 p) 25 目、審査支払手数料 18 万円の減。
- (10 p) 10 項5目、一般被保険者高額療養費 1300 万円の減。
- (10 p) 11 款から 25 款までは補正額 0 円で、財源内訳の変更になります。
- (11 p) 35 款 15 項 5 目、基金積立金 219 万 7 千円の増。

今回の主な補正は、国保税の増額、そして保険給付費見込み減及びこれに伴う県支出金の歳入見込みの減額を計上しております。

次に、議案第 8 号を説明します。1 ページをお願いします。

令和 2 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 993 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 6788 万 7 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

6 ページをお願いします。2、歳入。

- (6 p) 5 款 5 項 5 目、第 1 号被保険者保険料 200 万円の減。
- (6 p) 20 款 5 項 5 目、介護給付費負担金 1933 万 2 千円の増。
- (6 p) 10 項 10 目、地域支援事業交付金介護予防・日常生活支援総合事業 21 万 4 千円の減。
- (7 p) 15 目、地域支援事業交付金包括的支援事業・任意事業 16 万 8 千円の減。
- (7 p) 23 目、介護保険保険者努力支援交付金 4 万 7 千円の増。
- (7 p) 25 款 5 項 5 目、介護給付費交付金 77 万 6 千円の減。
- (7 p) 10 目、地域支援事業支援交付金 25 万 6 千円の減。
- (7 p) 30 款 5 項 5 目、介護給付費負担金 34 万 3 千円の増。
- (7 p) 15 項 5 目、地域支援事業交付金介護予防事業 13 万 5 千円の減。
- (8 p) 10 目、地域支援事業交付金包括的支援事業・任意事業 8 万 4 千円の減。
- (8 p) 45 款 5 項 5 目、介護給付費繰入金 85 万円の増。
- (8 p) 10 項 5 目、介護給付費準備基金繰入金 700 万円の減。

次に、3、歳出。

- (9 p) 10 款 5 項 5 目、居宅介護サービス給付費 100 万円の増。
- (9 p) 10 目は補正額 0 円で財源内訳の変更になります。
- (9 p) 15 目、地域密着型介護サービス給付費 100 万円の増。
- (9 p) 20 目は補正額 0 円で財源内訳の変更になります。
- (9 p) 25 目、施設介護サービス給付費 450 万円の増。
- (9 p) 30 目から次のページの 50 目まで予算額 0 円で財源内訳の変更になります。
- (10 p) 10 項から、こちらも次のページの 15 項まで補正額 0 円で財源内訳の変更になります。
- (10 p) 20 項 5 目、高額介護サービス費 30 万円の増。
- (10 p) 10 目は補正額 0 円で財源内訳の変更になります。
- (10 p) 22 項から、こちらも 14 ページの 25 項までは補正額 0 円で財源内訳の変更になります。
- (14 p) 30 款 5 項 5 目、介護給付費準備基金積立金 313 万 9 千円の増。

今回の主な補正は、介護保険料の減額、国庫支出金の増額に伴う基金繰入金の減額と基金積立金の増額、そして施設介護サービス費等の保険給付費の増額を計上しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 池田 廣 議長
岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

議案第9号をご説明いたします。1ページをお願いします。

令和2年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ396万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ831万7千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

6ページをお願いします。2、歳入。

(6p) 25款5項5目、貸付金元利収入200万円の増。

(6p) 30款5項5目、繰越金196万円の増。

3、歳出。

(7p) 20款5項5目、一般会計繰出金396万円の増。

今回の補正で、歳入は貸付金元利収入の償還実績額の増額と令和元年度の繰越金の額の確定、歳出はそれに伴う一般会計への繰出金となっております。

○ 池田 廣 議長

松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

議案第10号について説明をいたします。1ページをお願いします。

令和2年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4103万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第5表地方債補正による。

6ページをお願いします。第3表繰越明許費。5款5項、布設替実施設計事業430万円。同じく5款5項、県営和食ダム建設事業890万円。

次に、第5表地方債の補正。2、変更。起債の目的、簡易水道事業。補正前の限度額が5480万円、補正後の限度額が4780万円。起債の方法、利率、借入先、償還の方法について変更はありません。

8ページをお願いします。2、歳入。

(p8) 5款5項5目、水使用料300万円の減。

(p8) 45款5項5目、簡易水道事業債700万円の減。

続きまして、3、歳出。

(p8) 5款5項5目、一般管理費770万円の減。

(p8) 10目、給水費220万円の減。

(p8) 10款5項10目、利子10万円の減となっております。

今回の補正は、決算見込み額の確定による減額が主なものです。歳入では料金収入と事業債を減額し、歳出では需用費、委託料、消費税等を減額しております。

続きまして、議案第11号について説明をいたします。1ページをお願いします。

令和2年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ856万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億200万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

6ページをお願いします。2、歳入。

(p6) 10款5項5目、一般会計繰入金730万4千円の増。

(p6) 20款5項5目、公共下水道債900万円の減。

(p6) 35款10項5目、下水道使用料686万4千円の減。

続きまして、歳出です。

(p 7) 5款5項5目、下水道総務費 864 万円の減。

(p 7) 15 目、維持管理費 8 万円の増となっております。

今回の補正は、歳出の公営企業会計適用支援委託料の減額と財源となる事業債の減額が主なものです。また、受益者使用料の減収が見込まれることから一般会計繰入金を増額をしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 池田 廣 議長

暫時、休憩します。

[休憩 10:07]

○ 池田 廣 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[再開 10:16]

池本副村長。

○ 池本 尚彦 副村長

議案第 12 号一般会計予算の説明につきましては、時間短縮のため経常経費的な予算については内容説明は省略させていただきますので、ご了承ください。なお、新規事業等の概要についてはお配りしてあります資料を参考にしてください。1 ページをお願いします。

令和 3 年度芸西村一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 45 億 6140 万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第 2 条、地方地自法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第 4 表債務負担行為による。

地方債。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第 5 表地方債による。

一時借入金。第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、8 億円と定める。

歳出予算の流用。第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

12 ページをお願いします。

第 4 表債務負担行為。鉄道経営助成基金再造成拠出金、令和 3 年度から令和 7 年度まで、3850 万円。村道瓜生谷線中村橋架替工事施工協定、令和 3 年度から令和 4 年度まで、2660 万円。

第 5 表地方債。起債の目的、公共事業等債、限度額 4070 万円。教育・福祉施設等整備事業債 80 万円。公営住宅建設事業 1 億 4000 万円。一般単独事業債 2600 万円。緊急防災・減災事業債 1190 万円。臨時財政対策債 9000 万円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率 5%以内。借入先、政府資金その他。償還の方法、1、政府資金・県資金及び機構資金についてはその資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

歳入。

(p 14) 5 款 5 項 5 目、個人 1 億 1040 万円。

(p 14) 10 目、法人 1300 万 1 千円。

(p 14) 10 項 5 目、固定資産税 1 億 7070 万円。

(p 14) 15 項 5 目、軽自動車税、1308 万円。

(p 14) 10 目、環境性能割 112 万 4 千円。

(p 15) 20 項 5 目、たばこ税 3500 万円。

(p 15) 30 項 5 目、入湯税 420 万円。

(p 15) 10 款 5 項 5 目、地方揮発油譲渡税 448 万 1 千円。

(p 15) 15 項 5 目、自動車重量譲渡税 1036 万 7 千円。

- (p15) 20 項 5 目、森林環境譲渡税 284 万 7 千円。
- (p16) 15 款 5 項 5 目、利子割交付金 70 万 6 千円。
- (p16) 16 款 5 項 5 目、配当割交付金 124 万 1 千円。
- (p16) 17 款 5 項 5 目、株式等譲渡所得割交付金 152 万 8 千円。
- (p16) 18 款 5 項 5 目、地方消費税交付金 8646 万 4 千円。
- (p17) 19 款 5 項 5 目、法人事業税交付金 229 万 8 千円。
- (p17) 20 款 5 項 5 目、ゴルフ場利用税交付金 3015 万 6 千円。
- (p17) 31 款 5 項 5 目、環境性能割交付金 156 万 5 千円。
- (p18) 33 款 5 項 5 目、地方特例交付金 294 万 9 千円。
- (p18) 35 款 5 項 5 目、地方交付税 11 億 1000 万円。
- (p18) 40 款 5 項 5 目、交通安全対策交付金 60 万円。
- (p18) 45 款 10 項 5 目、民生費負担金 233 万 2 千円。
- (p19) 15 目、教育費負担金 639 万 7 千円。
- (p19) 20 目、総務費負担金 878 万 5 千円。
- (p19) 50 款 5 項 5 目、総務使用料 23 万 8 千円。
- (p19) 10 目、民生使用料 872 万 2 千円。
- (p20) 20 目、農林水産業使用料 26 万円。
- (p20) 25 目、土木使用料 3287 万 2 千円。
- (p20) 30 目、教育使用料 266 万 9 千円。
- (p21) 10 項 5 目、総務手数料 197 万 2 千円。
- (p21) 10 目、衛生手数料 917 万円。
- (p22) 55 款 5 項 5 目、民生費国庫負担金 1 億 1458 万 7 千円。
- (p22) 10 項 3 目、総務費国庫補助金 1396 万 7 千円。
- (p22) 5 目、民生費国庫補助金 457 万 2 千円。
- (p23) 10 目、衛生費国庫補助金 321 万 5 千円。
- (p23) 20 目、土木費国庫補助金 1 億 4890 万 3 千円。
- (p23) 25 目、教育費国庫補助金 607 万 5 千円。
- (p24) 15 項 3 目、総務費国庫委託金 21 万 5 千円。
- (p24) 5 目、民生費国庫委託金 151 万 7 千円。
- (p24) 60 款 5 項 5 目、民生費県負担金 7255 万 7 千円。
- (p25) 10 項 5 目、総務費県補助金 4017 万 7 千円。
- (p25) 10 目、民生費県補助金 2588 万円。
- (p25) 15 目、衛生費県補助金 465 万 5 千円。
- (p26) 20 目、農林水産業費県補助金 2 億 3434 万 9 千円。
- (p26) 25 目、消防費県補助金 697 万 7 千円。
- (p26) 30 目、教育費県補助金 1748 万 5 千円。
- (p27) 40 目、土木費県補助金 1268 万 3 千円。
- (p27) 15 項 5 目、総務費県委託金 1145 万 8 千円。
- (p28) 15 目、土木費県委託金 17 万 9 千円。
- (p28) 65 款 5 項 5 目、財産貸付収入 919 万円。
- (p29) 10 目、利子及び配当金 346 万円。
- (p29) 10 項 10 目、物品売払収入 9 万 6 千円。
- (p29) 70 款 5 項 5 目、一般寄附 10 億 130 万円。ふるさと納税寄附金の増です。
- (p30) 75 款 5 項 5 目、基金繰入金 7 億 6878 万 7 千円。
- (p30) 10 目、特別会計繰入金 350 万円。
- (p30) 80 款 5 項 5 目、繰越金 2000 万円。
- (p30) 85 款 3 項 5 目、延滞金 130 万円。
- (p31) 5 項 5 目、預金利子 8 万 5 千円。

- (p31) 10 項 3 目、総務費貸付金元利収入 1751 万 4 千円。
- (p31) 5 目、民生費貸付金元利収入 20 万 1 千円。
- (p31) 10 目、農林水産業費貸付金元利収入 10 万円。
- (p32) 20 目、教育費貸付金元利収入 239 万円。
- (p32) 15 項 4 目、給食事業収入 1537 万 4 千円。
- (p32) 10 目、雑入 1312 万 7 千円。
- (p33) 90 款 5 項 41 目、公共事業等債 4070 万円。
- (p34) 42 目、教育・福祉施設等整備事業債 80 万円。
- (p34) 44 目、公営住宅建設事業 1 億 4000 万円。
- (p34) 45 目、一般単独事業債 2600 万円。
- (p34) 55 目、緊急防災・減災事業債 1190 万円。
- (p34) 65 目、臨時財政対策債 9000 万円。
- 3、歳出。
- (p35) 5 款 5 項 5 目、議会費 4816 万 8 千円。議会運営費の経費です。
- (p36) 10 目、議会広報費 92 万 4 千円。
- (p36) 10 款 5 項 5 目、一般管理費 1 億 5316 万 2 千円。職員給与、総務管理費が主なものです。
- (p40) 10 目、文書広報費 129 万 6 千円。
- (p40) 15 目、会計管理費 20 万 6 千円。
- (p40) 20 目、財産管理費 4137 万 9 千円。庁舎等の管理に関する経費。
- (p42) 35 目、自治振興費 452 万 4 千円。
- (p43) 45 目、諸費 60 万円。
- (p43) 50 目、電子計算費 6596 万 3 千円。基幹システム等の経費。
- (p44) 55 目、地域公共交通費 773 万 8 千円。
- (p44) 10 項 5 目、税務総務費 2153 万 2 千円。
- (p46) 10 目、賦課徴収費 2055 万 7 千円。債権管理機構への負担金が主なもの。
- (p46) 15 項 5 目、戸籍住民基本台帳費 3706 万円。職員給与関係とシステム関係が主なものです。
- (p48) 20 項 5 目、選挙管理委員会費 22 万 6 千円。
- (p48) 10 目、選挙啓発費 4 万円。
- (p48) 15 目、衆議院議員選挙費 567 万円。
- (p49) 25 項 10 目、指定統計調査費 31 万 9 千円。
- (p49) 15 目地籍調査費 7032 万 6 千円。測量委託が主なものです。
- (p51) 30 項 5 目、監査委員費 96 万 3 千円。
- (p51) 35 項 5 目、企画費 7 億 523 万 9 千円。ふるさと納税経費と各種補助金が主なものです。
- (p54) 10 目、交通安全対策費 364 万 8 千円。
- (p55) 15 目、人権擁護推進費 47 万 9 千円。
- (p55) 20 目、福祉館費 835 万 3 千円。
- (p57) 15 款 5 項 5 目、社会福祉総務費 2 億 9988 万 3 千円。扶助費及び繰出金が主なもの。
- (p60) 15 目、老人福祉費 2 億 6714 万 8 千円。負担金及び繰出金が主なものです。
- (p62) 20 目、国民年金事務取扱費 4 万円。
- (p63) 10 項 5 目、児童福祉総務費 5544 万 5 千円。扶助費が主なもの。
- (p63) 10 目、母子福祉費 354 万 6 千円。
- (p64) 15 目、児童福祉施設費 1 億 4896 万 7 千円。保育所運営に関するものです。
- (p66) 15 項 5 目、災害救助費 16 万 1 千円。
- (p67) 20 款 5 項 5 目、保健衛生総務費 3341 万 8 千円。
- (p68) 10 目、予防費 5033 万 2 千円。予防接種や検診、乳幼児の医療費の助成が主なものです。
- (p70) 15 目、環境衛生費 8236 万 1 千円。
- (p71) 10 項 5 目、清掃総務費 110 万 9 千円。
- (p71) 10 目、塵芥処理費 3760 万 8 千円。ごみ収集処理に関する経費です。

- (p72) 15 目、し尿処理費 2019 万 9 千円。
- (p72) 25 款 5 項 5 目、農業委員会費 1368 万 7 千円。
- (p73) 10 目、農業総務費 3179 万 4 千円。
- (p74) 15 目、農業振興費 2 億 2382 万 1 千円。レンタルハウス建設補助と農業関係補助金が主なものです。
- (p76) 25 目、農地費 2549 万 6 千円。
- (p76) 30 目、地力増進事業費 50 万 6 千円。
- (p77) 10 項 5 目、林業振興費 2704 万 1 千円。松くい虫対策及び林道の工事が主なものです。
- (p78) 15 項 3 目、水産総務費 99 万円。
- (p78) 5 目、水産振興費 220 万 1 千円。
- (p79) 30 款 5 項 5 目、商工振興費 346 万円。
- (p79) 35 款 5 項 5 目、土木総務費 3923 万 5 千円。
- (p81) 10 項 5 目、道路橋梁維持費 6646 万円。工事費が主なものです。
- (p81) 10 目、道路新設改良費 6720 万円。工事費及び地元施行補助が主です。
- (p82) 15 項 5 目、河川総務費 1 億 125 万 2 千円。和食排水機場の改修工事が主なものです。
- (p83) 10 目、河川改良費 1100 万円。高規格道路に伴う河川改修工事が主なものです。
- (p83) 20 項 5 目、住宅維持管理費 1247 万 3 千円。改修工事が主なものです。
- (p84) 10 目、公営住宅建設費 4 億 4637 万 1 千円。公営住宅建設費用が主なものです。
- (p84) 15 目、改良住宅維持管理費 235 万 6 千円。
- (p85) 20 目、一般住宅管理費 2180 万 7 千円。耐震改修及び除却事業への補助が主なものです。
- (p85) 25 項 5 目、公共下水道費 1 億 5200 万円。下水道会計への繰出金。
- (p85) 40 款 5 項 5 目、常備消防費 6393 万 9 千円。
- (p85) 10 目、非常備消防費 2140 万 9 千円。
- (p87) 15 目、消防施設費 1126 万 3 千円。防火水槽新設工事が主なものです。
- (p87) 20 目、水防費 41 万 3 千円。
- (p87) 25 目、災害対策費 3432 万 1 千円。物資配送マニュアル防災マップ作成が主なものです。
- (p89) 45 款 5 項 5 目、教育委員会費 80 万 7 千円。
- (p89) 10 目、事務局費 5344 万 7 千円。
- (p92) 15 目、奨学費 205 万円。
- (p92) 10 項 5 目、学校管理費 1520 万 9 千円。
- (p94) 10 目、教育振興費 1681 万円。
- (p95) 15 項 5 目、学校管理費 1259 万 5 千円。
- (p96) 10 目、教育振興費 2346 万 6 千円。
- (p98) 20 項 5 目、幼稚園費 6781 万 1 千円。
- (p100) 25 項 5 目、社会教育総務費 3738 万 7 千円。
- (p103) 10 目、社会教育施設費 2004 万 2 千円。
- (p104) 30 項 5 目、保健体育総務費 1174 万 5 千円。
- (p106) 10 目、体育施設費 2594 万 7 千円。運動公園の管理委託、トイレ改修工事が主なものです。
- (p107) 15 目、学校給食費 4493 万 6 千円。
- (p108) 55 款 5 項 5 目、元金 2 億 1517 万 2 千円。
- (p108) 10 目、利子 1234 万 4 千円。
- (p109) 60 款 10 項 5 目、財政調整基金費 46 万 4 千円。
- (p109) 15 目、施設整備基金費 117 万 7 千円。
- (p109) 16 目、村営住宅施設整備基金費 22 万 8 千円。
- (p109) 20 目、水源対策基金費 29 万円。
- (p109) 25 目、ふるさとづくり基金費 17 万円。
- (p109) 30 目、下水対策基金費 10 万 7 千円。
- (p109) 35 目、減債基金費 4 万 3 千円。

- (p110) 60 目、土地開発基金費 14 万 1 千円。
 - (p110) 65 目、水と土保全基金費 2 千円。
 - (p110) 80 目、防災対策基金費 2 万 2 千円。
 - (p110) 85 目、ふるさと応援基金費 4 億 1428 万 9 千円。
 - (p110) 90 目、森林環境譲与税基金費 79 万円。
 - (p110) 99 款 99 項 99 目、予備費 482 万 5 千円。
- 以上です。

○ 池田 廣 議長
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長。

議案第 13 号を説明します。1 ページをお願いします。

令和 3 年度芸西村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 4345 万 6 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

一時借入金。第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れ額の最高額は、2 億円と定める。

歳出予算の流用。第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

7 ページをお願いします。2、歳入。

- (p 7) 5 款 5 項 5 目、一般被保険者国民健康保険税 1 億 6872 万 2 千円。
- (p 8) 10 款 5 項 5 目、督促手数料 1 万円。
- (p 8) 23 款 15 項 10 目、保険給付費等交付金 5 億 6508 万円。
- (p 9) 30 款 5 項 5 目、一般会計繰入金 9895 万 8 千円。
- (p 9) 10 目、基金繰入金 1000 万円。
- (p 9) 40 款 3 項 5 項、延滞金 5 万円。
- (p10) 5 項 5 目、一般被保険者第三者納付金 30 万円。
- (p10) 15 目、一般保険者返納金 30 万円。
- (p10) 20 目、退職被保険者返納金 2 万円。
- (p10) 45 款 5 項 5 目、利子及び配当金 1 万 6 千円。

次に、3、歳出。

- (p11) 5 款 5 項 5 目、一般管理費 2059 万 5 千円。
- (p12) 10 目、連合会負担金 78 万 9 千円。
- (p12) 15 目、医療費適正化特別対策事業 332 万 3 千円。
- (p12) 10 項 5 目、賦課徴収費 20 万 4 千円。
- (p12) 15 項 5 目、運営協議会費 4 万 8 千円。
- (p13) 10 款 5 項 5 目、一般被保険者療養給付費 4 億 6800 万円。
- (p13) 10 目、退職被保険者療養給付費 12 万円。
- (p13) 15 目、一般被保険者療養費 396 万円。
- (p13) 20 目、退職被保険者療養費 1 万円。
- (p13) 25 目、審査支払手数料 164 万 8 千円。
- (p13) 10 項 5 目、一般被保険者高額療養費 7560 万円。
- (p13) 10 目、退職被保険者高額療養費 5 万円。
- (p14) 15 目、一般被保険者高額介護合算療養費 20 万円。
- (p14) 20 目、退職被保険者等高額介護合算療養費 1 万円。

- (p 14) 15 項 5 目、一般被保険者移送費 1 万円。
- (p 14) 10 目、退職被保険者移送費 1 万円。
- (p 14) 20 項 5 目、葬祭費 36 万円。
- (p 14) 25 項 5 目、出産育児一時金 420 万円。
- (p 15) 30 項 5 目、傷病手当金 93 万 4 千円。
- (p 15) 11 款 5 項 5 目、一般被保険者医療給付費分 1 億 8701 万 2 千円。
- (p 15) 10 項 5 目、一般被保険者後期高齢者支援金等分 4584 万 6 千円。
- (p 15) 15 項 5 目、介護納付金分 2033 万 8 千円。
- (p 15) 20 款 5 項 10 目、その他共同事業拠出金 2 千円。
- (p 16) 25 款 3 項 5 目、特定健康診査等事業費 531 万 7 千円。
- (p 16) 5 項 5 目、保健衛生普及費 323 万 8 千円。
- (p 17) 30 款 5 項 5 目、利子 5 万円。
- (p 17) 35 款 5 項 5 目、一般被保険者保険税還付金 30 万円。
- (p 17) 10 目、退職被保険者保険税還付金 10 万円。
- (p 18) 20 目、退職医療交付金返還金 16 万 6 千円。
- (p 18) 15 項 5 目、基金積立金 1 万 6 千円。
- (p 18) 99 款 99 項 99 目、予備費 100 万円。

本予算につきましては、高知県と連携した予算を計上しております。円滑な事業運営並びに医療費抑制対策としまして生活習慣病重症化予防事業への取り組みを行うこととしております。

次に、議案第 14 号を説明します。1 ページをお願いします。

令和 3 年度芸西村介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 4132 万 6 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。第 2 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

8 ページをお願いします。2、歳入。

- (p 8) 5 款 5 項 5 目、第 1 号被保険者保険料 9657 万 7 千円。
- (p 8) 15 款 10 項 10 目、督促手数料 3 万円。
- (p 8) 20 款 5 項 5 目、介護給付費負担金 8583 万円。
- (p 9) 10 項 5 目、調整交付金 3345 万 4 千円。
- (p 9) 10 目、地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業 106 万円。
- (p 9) 15 目、地域支援事業交付金包括的支援事業・任意事業 83 万 5 千円。
- (p 9) 25 款 5 項 5 目、介護給付費交付金 1 億 3375 万 9 千円。
- (p 9) 10 目、地域支援事業支援交付金 143 万 1 千円。
- (p 10) 30 款 5 項 5 目、介護給付費負担金 7517 万 7 千円。
- (p 10) 15 項 5 目、地域支援事業介護予防事業 66 万 3 千円。
- (p 10) 10 目、地域支援事業交付金包括的支援事業・任意事業 41 万 8 千円。
- (p 10) 35 款 5 項 10 目、利子及び配当金 1 万 1 千円。
- (p 11) 45 款 5 項 5 目、介護給付費繰入金 6192 万 6 千円。
- (p 11) 10 目、地域支援事業繰入金介護予防事業 66 万 3 千円。
- (p 11) 15 目、地域支援事業繰入金包括的支援事業・任意事業 41 万 8 千円。
- (p 11) 16 目、保険料軽減繰入金 751 万 4 千円。
- (p 11) 20 目、その他一般会計繰入金 3421 万 4 千円。
- (p 11) 10 項 5 目、介護給付費準備基金繰入金 600 万円。
- (p 12) 60 款 5 項 5 目、第 1 号被保険者延滞金 3 万円。
- (p 12) 20 項 25 目、第三者納付金 10 万円。

- (p12) 30 目、返納金 1 万円。
- (p12) 35 目、雑入 120 万 6 千円。
- 次に、3、歳出。
- (p13) 5 款 5 項 5 目、一般管理費 3145 万 5 千円。
- (p14) 15 項 5 目、介護認定審査会費 82 万 8 千円。
- (p14) 10 目、認定調査等費 288 万 7 千円。
- (p15) 25 項 5 目、計画策定委員会費 8 万円。
- (p15) 10 款 5 項 5 目、居宅介護サービス給付費 1 億 3200 万円。
- (p15) 10 目、特例居宅介護サービス給付費 10 万円。
- (p15) 15 目、地域密着型介護サービス給付費 5400 万円。
- (p15) 20 目、特例地域密着型介護サービス給付費 10 万円。
- (p15) 25 目、施設介護サービス給付費 2 億 4000 万円。
- (p15) 30 目、特例施設介護サービス給付費 20 万円。
- (p15) 35 目、居宅介護福祉用具購入費 48 万円。
- (p16) 40 目、居宅介護住宅改修費 120 万円。
- (p16) 45 目、居宅介護サービス計画給付費 1560 万円。
- (p16) 50 目、特例居宅介護サービス計画給付費 5 万円。
- (p16) 10 項 5 目、介護予防サービス給付費 696 万円。
- (p16) 10 目、特例介護予防サービス給付費 10 万円。
- (p16) 15 目、地域密着型介護予防サービス給付費 25 万円。
- (p16) 20 目、特例地域密着型介護予防サービス給付費 5 万円。
- (p16) 25 目、介護予防福祉用具購入費 12 万円。
- (p17) 30 目、介護予防住宅改修費 72 万円。
- (p17) 35 目、介護予防サービス計画給付費 120 万円。
- (p17) 40 目、特例介護予防サービス計画給付費 1 万円。
- (p17) 15 項 5 目、審査支払手数料 48 万 6 千円。
- (p17) 20 項 5 目、高額介護サービス費 1500 万円。
- (p17) 10 目、高額介護予防サービス費 5 万円。
- (p17) 22 項 5 目、高額医療合算介護サービス費 190 万円。
- (p18) 10 目、高額医療合算介護予防サービス費 2 万円。
- (p18) 25 項 5 目、特定入所者介護サービス費 2460 万円。
- (p18) 10 目、特例特定入所者介護サービス費 5 万円。
- (p18) 15 目、特定入所者介護予防サービス費 10 万円。
- (p18) 20 目、特例特定入所者介護予防サービス費 5 万円。
- (p18) 25 款 5 項 5 目、介護予防把握事業費 94 万 5 千円。
- (p19) 10 目、介護予防普及啓発事業費 152 万 4 千円。
- (p19) 10 項 5 目、介護予防ケアマネジメント事業費 2 万円。
- (p19) 10 目、総合相談事業費 92 万円。
- (p19) 20 目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 5 万 2 千円。
- (p20) 35 目、認知症総合支援事業費 113 万 6 千円。
- (p20) 40 目、在宅医療・介護連携推進事業費 2 万円。
- (p20) 45 目、生活支援体制整備事業 2 万円。
- (p20) 15 項 5 目、介護予防・生活支援サービス事業費 276 万円。
- (p20) 20 項 5 目、審査支払手数料 2 万 2 千円。
- (p20) 25 項 5 目、高額介護予防サービス相当費 5 万円。
- (p21) 30 款 5 項 5 目、介護給付費準備基金積立金 1 万 1 千円。
- (p21) 40 款 5 項 5 目、第 1 号被保険者保険料還付金 20 万円。
- (p21) 99 款 99 項 99 目、予備費 300 万円。

本予算につきましては、現状を踏まえた予算を計上しております。保険給付費は、年々増加傾向にあります。今後の高齢化社会に備え、引き続き介護予防事業等に取り組むこととしております。

次に、議案第15号を説明します。1ページをお願いします。

令和3年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6457万6千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

6ページをお願いします。2、歳入。

(p6) 5款5項5目、特別徴収保険料2860万2千円。

(p6) 10目、普通徴収保険料1672万4千円。

(p6) 10款5項10目、督促手数料千円。

(p7) 20款5項5目、事務費繰入金56万2千円。

(p7) 10目、保険基盤安定繰入金1857万7千円。

(p7) 30款5項5目、延滞金1万円。

(p7) 10項5目、保険料還付金10万円。

次に、3、歳出。

(p8) 5款5項5目、一般管理費56万3千円。

(p8) 10款5項5目、後期高齢者医療広域連合納付金6391万3千円。

(p8) 15款5項5目、保険料還付金10万円。

本予算につきましては、後期高齢者広域連合と連携した予算を計上しております。主なものとしては、歳入では保険料、一般会計繰入金、歳出では納付金を計上しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 池田 廣 議長

岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

議案第16号をご説明いたします。

令和3年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ379万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

6ページをお願いします。2、歳入。

(p6) 10款5項5目、貸付事業県補助金3万9千円。

(p6) 15款5項5目、一般会計繰入金25万1千円。

(p6) 25款5項5目、貸付金元利収入350万円。

3、歳出。

(p7) 5款5項5目、貸付事業費19万円。

(p7) 20款5項5目、一般会計繰出金350万円。

(p7) 99款99項99目、予備費10万を計上しております。

3年度の予算は、歳入では貸付事業費県補助金、一般会計からの繰入金、貸付金元利収入を見込んでおり、歳出は主に一般会計への繰出金を計上しております。

○ 池田 廣 議長

松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

議案第17号について説明いたします。1ページをお願いします。

令和3年度芸西村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4580万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第2条、地方地自法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第4表債務負担行為による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第5表地方債による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1000万円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

6ページをお願いします。

第4表債務負担行為。地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費、期間が令和3年度から令和5年度まで、限度額が3740万円となっております。

続きまして、第5表地方債。起債の目的、簡易水道事業。限度額5490万円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入先、政府資金その他。償還の方法、1、政府資金・県資金及び機構資金についてはその資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

続きまして、8ページ。2、歳入。

(p8) 5款5項5目、水使用料5795万6千円。

(p8) 15目、手数料26万8千円。

(p8) 10項5目、受託工事収入2万円。

(p8) 10款5項5目、給水負担金129万4千円。

(p9) 14款5項10目、利子及び配当金13万2千円。

(p9) 15款5項5目、一般会計繰入金2883万円。

(p9) 25款5項5目、雑入240万円。

(p9) 45款5項5目、簡易水道事業債5490万円となっております。

続きまして歳出です。

(p10) 5款5項5目、一般管理費2683万6千円。

(p11) 10目、給水費1034万円。

(p11) 15目、維持管理費868万3千円。

(p12) 20目、新設改良費4623万5千円。

(p12) 10款5項5目、元金4083万4千円。

(p12) 10目、利子1252万7千円。

(p13) 15款5項5目、施設整備基金費5万円。

(p13) 99款99項99目、予備費29万4千円となっております。

令和3年度の予算につきましては、通常の維持管理経費に加えまして、新設改良事業の西分一向地区の老朽管布設替と高規格道路建設で支障となる和食下組の本管の仮移設が主な事業となります。また、公営企業会計への移行に向けて継続的な取り組みを進めるため令和3年度から令和5年度までの債務負担行為を設定しております。以上です。

続きまして、議案第18号について説明をいたします。1ページをお願いします。

令和3年度芸西村下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億870万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第2条、地方地自法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第4表債務負担行為による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

6ページをお願いします。

第4表債務負担行為。地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費、期間が令和3年度から令和5年度まで、限度額が3685万円となっております。

続きまして、7ページ、歳入。

(p7) 10款5項5目、一般会計繰入金1億5200万円。

(p7) 20款5項5目、公共下水道債880万円。

(p7) 35款5項5目、分担金200万円。

(p7) 10項5目、下水道使用料4580万円。

(p8) 10目、下水道手数料10万円となっております。

続きまして、歳出です。

(p9) 5款5項5目、下水道総務費1558万6千円。

(p9) 10目、下水道事業費110万円。

(p9) 15目、維持管理費3664万円。

(p10) 10款5項5目、元金1億2971万8千円。

(p10) 10目、利子2522万円。

(p11) 99款99項99目、予備費43万6千円となっております。

下水道事業の令和3年度予算は、下水道施設の維持管理に関する経費が主なものとなっております。また、簡易水道会計と同様に公営企業会計への移行を継続的に取り組むため3カ年の債務負担行為を設定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 池田 廣 議長

池田総務課長補佐。

○ 池田 豪 総務課長補佐

議案第19号芸西村ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について説明します。本改正は、令和2年度以降のふるさと納税寄附金について、健全な財政運営や他市町村の状況など総合的に判断し基金へ積み立てる額について、ふるさと納税返礼品事業に要する経費を差し引いた残額とすることとしたため該当する条文を改正するものです。

○ 池田 廣 議長

以上で一括上程議案の説明を終わります。

《日程第4》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第4、議案第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にいたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

《日程第5》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第5、報告第1号債権放棄の報告について（災害復旧支援資金貸付金に係る債権）を議題いたします。村長より、お手元に配付いたしましたとおり、芸西村債権管理条例第15条第2項の規定に基づきまして、債権放棄の報告が提出されております。この際、報告についての説明を求めます。岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

報告第1号債権放棄の報告について。芸西村債権管理条例第15条第1項の規定に基づき、令和2年12月18日に下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告いたします。

平成16年度に芸西村災害復旧支援資金として300万円を貸し付けておりました。その借受人は、平成18年5月に破産手続き開始決定により債権が回収不能となり、その後令和2年8月に死亡しております。2名の連帯保証人のうち1名も令和2年5月に破産手続き開始により回収不能となり、もう1名は平成31年4月に消滅時効の援用通知が届いておりますのでこれ以上の債権回収が望めなくなったため、芸西村債権管理条例第15条第1項第2号の規定を適用し債権を放棄するものであります。

○ 池田 廣 議長

以上で報告を終わります。

《散会》

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[11:01 散会]